

自立活動部だより

第1号 平成25年11月27日発行

障害のある児童生徒が自立し、社会参加するためには、知識や技能を習得する各教科等の指導の他に、学習上又は生活上の困難さに対応する力を主体的に獲得することができるようにする自立活動の指導が必要です。

皆さん知っていますか？

本校では「自立活動のレシピブック」を作成し、全職員共通理解のもと、指導に当たっています。自立活動が教育課程を編成する上で重要であることは言うまでもありません。今一度要点を押さえていきたいと思います。

<目標>

「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基礎を培う。」と示されている。

特別支援教育においては障害による困難さや制約があるため、そうした領域の指導だけでは心身の調和的な発達が難しい。そこで、その「基盤を培う」ことを自立活動の目標とし、調和のとれた育成を目指している。

<内容>

人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成されている。それらの代表的な要素である26項目を「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の6つの区分に分類・整理したものである。

小・中学校学習指導要領に示されている各教科等の「内容」はすべての児童生徒へ確実に指導しなければいけない内容である。しかしながら、自立活動の「内容」は、児童生徒の障害の状態や発達の程度等に応じて選定される。個々の児童生徒への具体的な指導内容設定の際には、自立活動の内容から必要な項目を選定し、相互に関連づけていくことが大切である。

自立活動の目標

「心身の調和的発達の基盤を培う」

学校教育の目的＝「心身の調和的発達」

→「各教科」「道徳」「特別活動」「総合的な学習の時間」

特別支援教育においても「心身の調和的発達」を目指す。障害による困難や制約があるために「心身の調和的発達」の「基盤」を培うことが必要

→「自立活動」

人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素

障害による種々の困難を改善・克服するために必要な要素

26の項目を6つの区分に整理

健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーション

各教科の内容の示し方

- ・標準発達を踏まえている。
- ・具体的な指導内容そのものを示している。
- ・すべての内容を指導することが前提である。

自立活動の内容の示し方

- ・標準発達に対応する考え方ではない。
- ・具体的な指導内容の構成要素を示している。
- ・示されている内容は必要に応じて選択する。

食事における手の使い方



スプーンやフォーク、箸等の道具を使って食べるようになるためには、手食べ→スプーン・フォークの握り→箸の順で発達します。また、子供は指先で食べ物をつかみ、その食べ物を指先や手や腕全体を使って口に運び、口元で食物を離す動作を知っていきます。さらに、一口で食べられる量はどのくらいか、食べ物の大きさや硬さを子ども自らの手や唇・歯で感じ知っていきます。

手の使い方については、食事場面だけではなく、手の発達にあった遊びや手の操作性を高める学習を積み重ねながら進めていくことが大事です。

《スプーン上握り期》

スプーンを上から握り、腕全体を動かして食べる。

月齢の目安：1歳過ぎ～1歳6ヶ月頃

《スプーン上・3本指握り期》

人差し指、親指、中指を中心に上から軽く握る持ち方で、手首の回転によって食べる。

月齢の目安：1歳7ヶ月～2歳頃

《鉛筆持ち期》

鉛筆持ち（スプーンを下から持つ）で食べる。

月齢の目安：2歳頃～

補助具を活用した例

一人一人の手の大きさに合わせて作った補助具（プラスチック樹脂）です。鉛筆やスプーン、フォークにつけることで鉛筆握りが容易になります。



医療的ケア情報

—緊急時対応訓練—

11月13日（水）に「看護師、養護教諭、学級担任が迅速に連携、対応ができる」「医療的ケアについて全職員の理解を深め、緊急時の校内連絡体制を整える」をねらいに医療的ケア緊急時の対応訓練を行いました。今回は、経管栄養時にけいれん発作が続き発作がおさまらず、呼吸状態が悪化したという場面を想定し、訓練のポイントとして「学級担任、養護教諭、看護師の役割の確認」「関係者の連携、手順の確認」「救急への情報伝達の確認」の3点について重点的に行いました。夏季休業中に日本赤十字社秋田県支部の職員の方々に来ていただいて、心肺蘇生法、AED、応急処置について研修会を行いましたので、心臓マッサージ、AEDの使用についても実技を交えながら、関係職員だけではなく他の職員にも参観してもらいました。

タイムスケジュールに従い、校内緊急放送、救急車の要請、保護者への連絡、AED、心臓マッサージ、救急隊員への報告等を行いました。その中で、これまでも全校職員に周知しているように発見者が救急車要請などの指示を出すことが望ましい。動きの妨げにならないように酸素濃縮器の場所、コンセントの位置、動ける空間の確保をする。通常はケアルーム以外に他の児童生徒は避難するが、避難できない場合も考えられるためケアルーム内に避難場所を確保する等の反省がありました。

訓練を行うことで、緊急時に何をしなければならないか予測できるようになりますが、日常的に職員が児童生徒個々の健康安全について点検、見直しを図りながら緊急時の対応が根付いていくようにしたいと考えています。

